

◎サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律

(平成三〇年一二月一二日法律第九一号)

一、提案理由 (平成三〇年一二月二日・衆議院内閣委員会)

○櫻田国務大臣 サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、我が国におけるサイバーセキュリティの確保の促進を図るため、官民の多様な主体が相互に連携してサイバーセキュリティに関する施策の推進に係る協議を行うための協議会を創設する等の措置を講ずる必要があります。これが本法律案を提案する理由であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣は、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、国の関係行政機関の長、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者、大学その他の教育研究機関等から構成されるサイバーセキュリティ協議会を組織するものとし、同協議会の事務に従事する者の守秘義務等の規定を整備するものとしております。

第二に、サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務として、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関することを追加し、当該事務の一部を、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人に委託することができるものとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うものとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告 (平成三〇年一二月二七日)

○牧原秀樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、我が国におけるサイバーセキュリティの確保の促進を図るため、官民の多様な主体が相互に連携してサイバーセキュリティに関する施策の推進に係る協議を行うための協議会を創設する等の措置を講ずるものであります。

本案は、第百九十六回国会に提出され、継続審査に付されていたもので、今国会では、去る十月二十四日本委員会に付託され、十一月二十一日櫻田国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。翌二十二日に質疑を行い、質疑終局後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告（平成三〇年一二月五日）

○石井正弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国务大臣その他関係事業者等を構成員とするサイバーセキュリティ協議会を組織するものとともに、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務をサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、サイバーセキュリティ協議会の体制及び運営の在り方、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサイバーセキュリティ対策の取組、サイバーセキュリティ人材の確保、育成の必要性、サイバーセキュリティ対策における海外との連携及び協力等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より反対、希望の会（自由・社民）の木戸口委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。